

大瀧村公共下水道事業 經營戰略

2026（令和 8）年度～2035（令和 17）年度

2025（令和 7）年度改定

大瀧村 生活環境課

目次

目次

第1章 策定の趣旨	1
1-1 策定の目的と対象とする下水道事業の概要.....	1
1-2 策定の背景.....	1
1-3 位置づけ.....	2
1-4 計画期間.....	2
1-5 現況.....	3
第2章 現状と課題	4
2-1 大潟村の下水道を取り巻く情勢.....	4
2-2 危機管理対策・防災対策の状況.....	7
2-3 下水道経営の状況.....	9
2-4 組織・執行体制の状況.....	14
第3章 経営理念と基本方針	15
3-1 経営理念.....	15
3-2 村の総合計画など.....	15
3-3 将来ビジョン.....	15
第4章 投資計画・財政計画	16
4-1 将来収支予測のための施設整備及び維持管理の設定条件.....	16
4-2 投資計画.....	16
4-3 財政計画.....	21
4-4 経営状況の見通し.....	24
第5章 進行管理	29
5-1 推進体制と進捗管理.....	29
5-2 施策の取組による効果の検証.....	29
第6章 用語集	30

第1章 策定の趣旨

1-1 策定の目的と対象とする下水道事業の概要

大潟村公共下水道事業経営戦略は、下水道事業を取り巻く社会情勢の変化や本村公共下水道事業が抱える課題や今後の見通しに対応するため、将来にわたって事業の経営基盤を強化し、効率的かつ安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定します。

本経営戦略の対象とする下水道事業は「大潟村特定環境保全公共下水道事業」です。



図 1-1 大潟村の位置

1-2 策定の背景

本村の公共下水道処理人口普及率は、2024（令和6）年度末で100%となっており、すべての村民が下水道サービスを楽しんでいます。

今後も安全で快適な村民生活を確保し、公共用水域の水質を保全するために持続的な公共下水道事業の運営が求められています。

将来、施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増大や人口減少等の影響による使用料収入の減少が見込まれるなど、公共下水道事業の運営は大きな課題に直面しています。

また、本村は2024（令和6）年度から地方公営企業法の適用を行い、経営の見える化や経営基盤の強化を図っています。

このような状況の中、本計画は、継続的かつ安定的な下水道事業の運営となるよう、人口減少を踏まえた現実的な将来の使用料収入予測や、平準化した改築更新事業を見込んだ投資試算を検討し、10年間の収支見通しの試算を行いました。

1-3 位置づけ

経営戦略は、「秋田県生活排水処理構想」、「流域別下水道整備総合計画」及び村政運営の最上位計画である「大潟村総合村づくり計画」のもと、今後の大潟村公共下水道事業の経営の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な事業運営の指針とします。

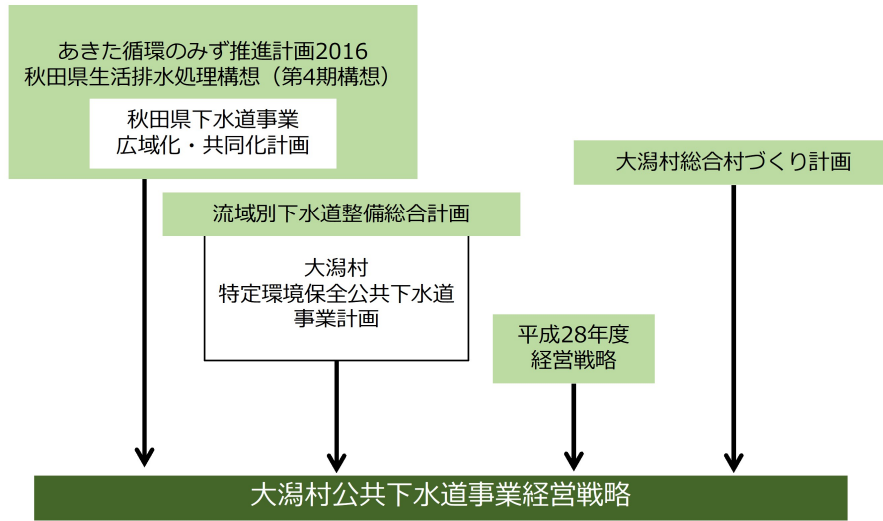


図 1-2 経営戦略の位置付け

1-4 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるように計画期間を10年間（2026（令和8）年度から2035（令和17）年度）とします。

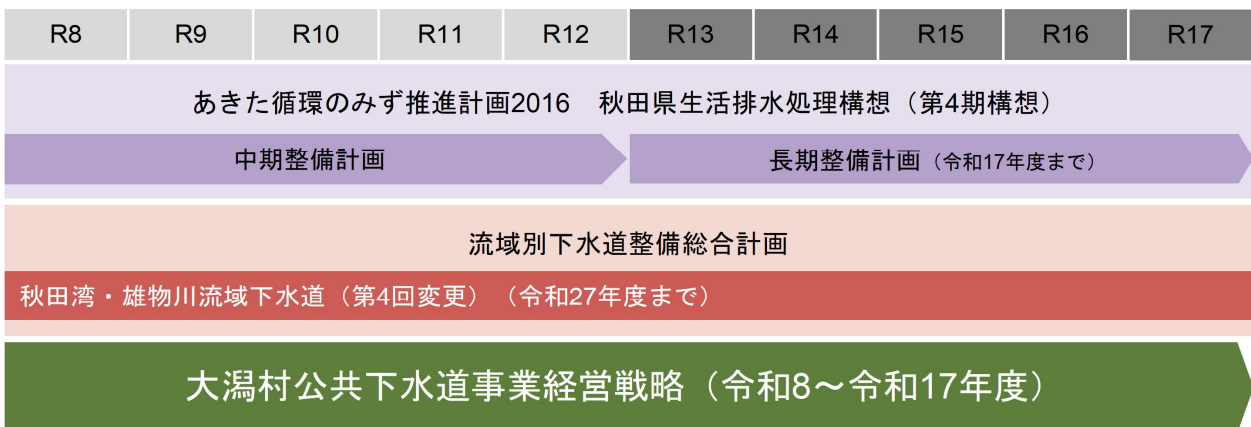


図 1-3 計画期間

1-5 現況

(1) 施設

本村の公共下水道事業の概要を以下に示します。

表 1-1 公共下水道事業の概要

項目	特定環境保全公共下水道
供用開始年度 (供用開始後年数)	1969(昭和44)年度 (55年経過)
処理区域内人口密度(人/ha)	9.28
法適・非適の区分	法適用 (2024(令和6)年4月1日から)
流域下水道への接続の有無	有
処理区数	1 (臨海処理区)
処理場数	—
広域化・共同化・最適化の実施状況	1993(平成5)年度に臨海処理区へ接続しています

(令和6年度末時点)

(2) 使用料

公共下水道事業における使用料体系の概要を以下に示します。

表 1-2 下水道使用料の現状

項目		基本料金 (1か月につき)	超過料金
一般汚水	汚水量	10立方メートルまでの分	1立方メートルにつき
	金額	2,175 円	217 円
公衆浴場用	汚水量	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき
	金額	—	60 円

(大潟村公共下水道条例)

表 1-3 使用料の現状(条例・実質別) 税抜

事業名	年度	条例上の使用料 ^{※1} (20m ³ あたり)	実質的な使用料 ^{※2} (20m ³ あたり)
特定環境保全公共下水道	令和4年度	4,345 円	3,454 円
	令和5年度	4,345 円	3,426 円
	令和6年度	4,345 円	3,438 円

※1：一般家庭における 20 m³あたりの使用料

※2：使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの

第2章 現状と課題

2-1 大潟村の下水道を取り巻く情勢

現状と課題

- ・秋田県生活排水処理構想（第4期）にもとづき、下水道事業等の広域化・共同化を推進している。
- ・近年では前年からの人口減少率が高く、今後も人口減少が予測されている。

2-1-1 大潟村の取組と成果

(1) 下水道の整備と保有資産

本村の下水道は、単独公共下水道として1969（昭和44）年度に事業に着手し、同年度より供用開始され、1993（平成5）年度に「秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）」へ編入を行いました。また、地方公営企業法は2024（令和6）年4月1日より適用されています。

流域下水道関連特定環境保全公共下水道であるため、処理施設はありません。本村が有している施設は、マンホールポンプを含む管路施設のみとなっています。

(2) 管路施設

本村の管路施設の総延長は、2023（令和5）年度末で約27.0kmを有しています。

また、整備延長を管種別にみると、約32%（約8.7km）が塩ビ管であり、次いでコンクリート管が約31%（約8.5km）となっています。

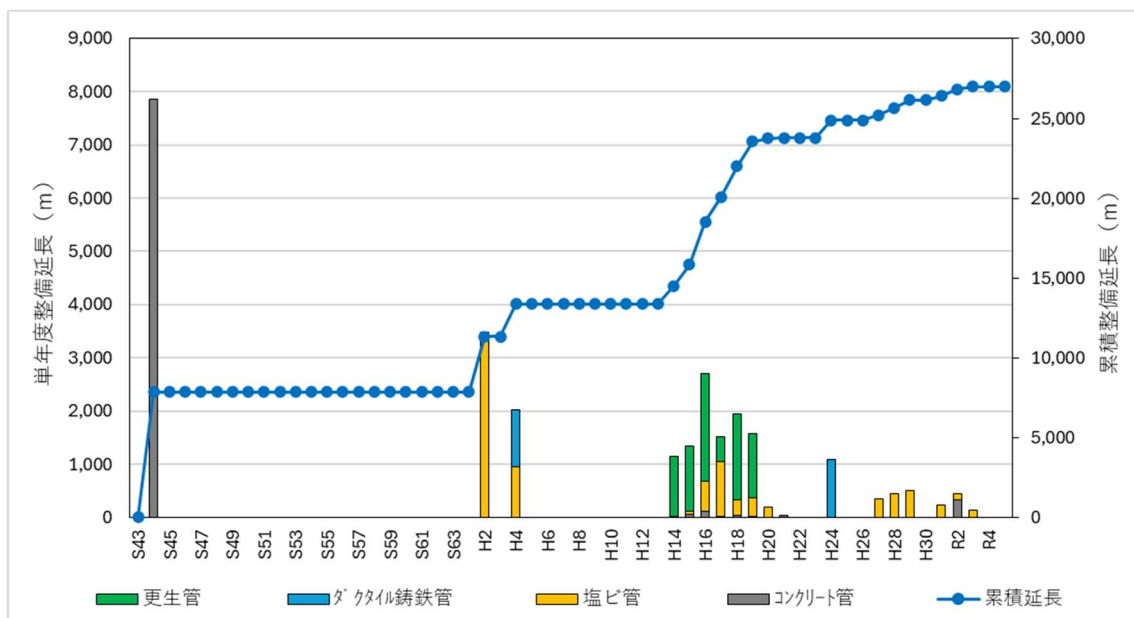


図 2-1 管路施設の整備推移

(3) マンホールポンプ施設

本村のマンホールポンプ施設は、3箇所（7台）有しています。最も古い施設は2011（平成23）年製造のポンプであり、製造年から約14年経過しています。全国的な傾向と同様に、今後は施設や設備の改築更新の増加が予想されます。

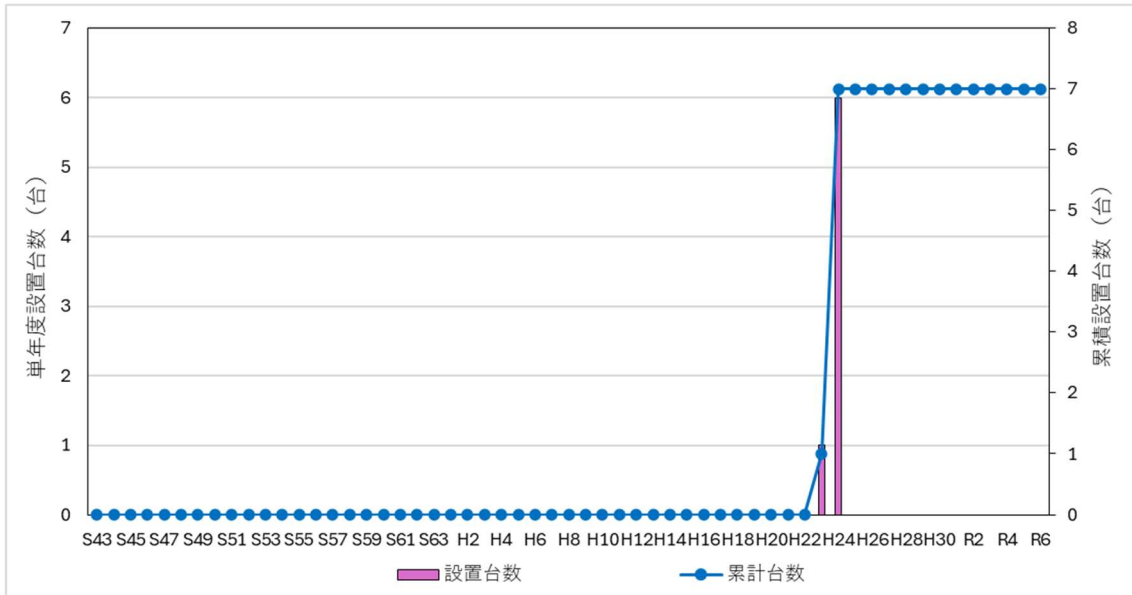


図 2-2 マンホールポンプ施設の整備推移

(4) 人口普及率

1969（昭和44）年度から供用開始され、供用開始時点から公共下水道人口普及率は100%となっています。

2-1-2人口の状況と将来予測

2025（令和7）年1月1日時点（住民基本台帳にもとづく人口、人口動態及び世帯数調査）の秋田県内人口は892,390人、世帯数は383,377世帯となっています。そのうち、本村の人口は2025（令和7）年10月1日現在において、2,928人、世帯数は1,168世帯となっています。

「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年3月推計（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）」によれば、本村の将来人口は2050（令和32）年で1,772人と推測されており、2020（令和2）年から2050（令和32）年の30年間で、人口減少率は41.1%となっています。

高齢化率も年々増加傾向にあり、2050（令和32）年においては人口の約5割が65歳以上であると推測されています。

表 2-1 人口の推移

(単位: 人、%)

項目 \ 年度	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	2045 R27	2050 R32
行政人口 (R5推計)	—	3,011	2,794	2,555	2,327	2,128	1,944	1,772
65歳以上人口 (H30推計)	539	552	545	536	546	537	521	—
高齢化率 (H30推計)	17.3%	18.8%	20.1%	21.6%	24.1%	25.9%	27.5%	—
65歳以上人口 (R5推計)	—	960	925	912	918	929	893	834
高齢化率 (R5推計)	—	31.9%	33.1%	35.7%	39.4%	43.7%	45.9%	47.1%

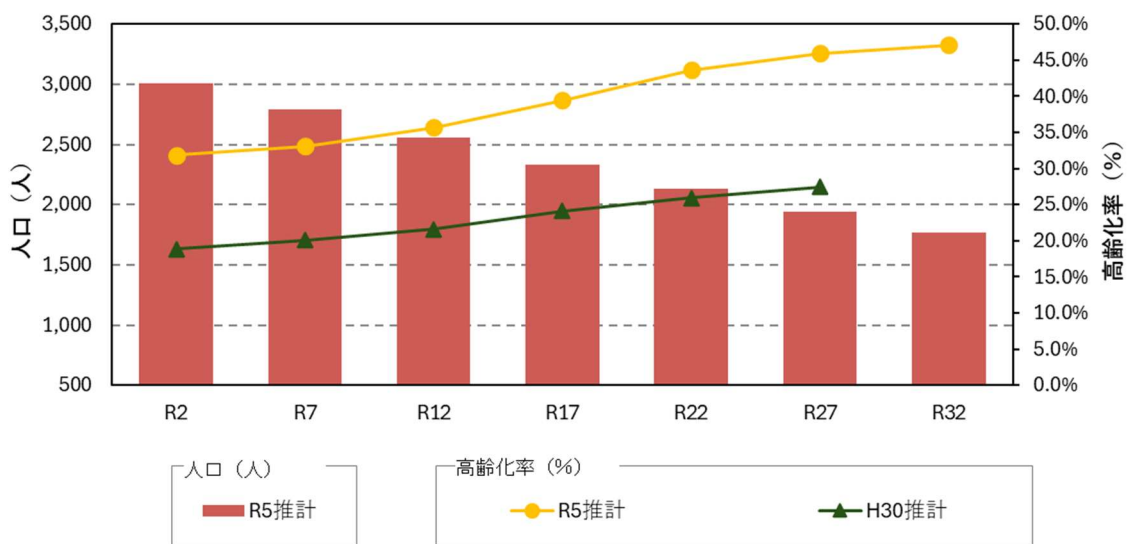


図 2-3 人口の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計、平成30年推計）

2-2 危機管理対策・防災対策の状況

現状と課題

- ・1974（昭和49）年7月に「大潟村地域防災計画」を策定している。
- ・2021（令和3）年3月に第7次修正を行い、時代に合ったハード対策及びソフト対策を進めている。

2-2-1 防災体制

今後発生すると考えられる自然災害に備えるため、人的資源等が限られた状況下においても、行政機能、行政活動を維持するために、本村では1974（昭和49）年度に「大潟村地域防災計画」を策定しました。その後、約5年ごとに修正を行い、直近では2021（令和3）年3月に「第7次修正」を行っています。

計画の基本方針を以下に示します。

（1）防災事業の推進

防災事業の実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、強力な防災事業の推進を図ります。

（2）防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図ります。

（3）住民の防災活動の推進

住民自らが災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等、防災へ寄与します。

（4）「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組みの強化

「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進します。

（5）防災業務施設、設備、資機材の整備等

防災関係機関と連携を図り、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材の整備等を図ります。

（6）関係法令の遵守等

災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じます。

2-2-2地震対策

下水道施設が大規模地震で被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生のほか、トイレの使用が不可能となるなど、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。下水道施設は他のライフラインと異なり、地震時に同等の機能を代替する手段がないため、施設の優先度に応じた耐震性能を確保する必要があります。

本村は2025（令和7）年1月に「大瀧村上下水道耐震化計画」を策定しており、計画期間は「2025（令和7）年4月から2030（令和12）年3月」となっています。下水道施設の耐震化は、重要施設（大瀧村役場）に接続する管路延長約2.36kmに対し、耐震化された管路延長は約0.05kmとなっており、耐震化率約2.1%となっています。

今後は、速やかに残りの約2.31kmの管路施設の耐震化を実施する必要がありますが、財政的な課題もあるため、老朽化対策などと併せて適切な時期に実施することが必要です。

また、水インフラの観点より、上水道と下水道が一体となり、耐震化の防災・減災に取り組む必要があります。具体的には、避難所や医療機関等、被災時においても水道機能の確保が必要な重要施設を結ぶ水道管と下水道管の耐震性能を併せて確保します。

2-3 下水道経営の状況

現状と課題

- ・人口減少に伴う有収水量の減少等、将来的に厳しい経営状況となることが懸念される。
- ・基幹管渠の長寿命化を図るとともに、将来の更新需要に備えて計画的な施設更新を行う必要がある。

2-3-1 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省では、各公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」を公表しています。

本村の公共下水道事業の“経営の健全性・効率性及び老朽化の状況の分析結果”を以下に示します。

(1) 経営の健全性・効率性について

汚水処理原価については、県の流域下水道事業に加入していることから、単独の処理施設を運営する事業体と比較して低い傾向にあると考えられます。

収益的収支比率については、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、経費回収率も100%を上回っており、事業に必要な費用を使用料で賄えていることが確認できます。

(2) 老朽化の状況について

本村の管路施設の総延長は約27kmです。本計画では、1993（平成5）年度以降に整備された管路施設を改築の対象としており、その延長は約14kmとなっています。

計画の最終年度である10年後には、これらのうち約6.7km（約49.3%）の管路が使用開始から30年以上を経過する見込みです。このため、今後は老朽化に伴う改築・更新費用の増加が見込まれます。

将来的に増加する改築・更新費用に対応するため、本村では「ストックマネジメント計画」を策定し、必要性の高いものから計画的に更新を行います。これにより、将来の負担を抑え、事業費の平準化を図っていきます。

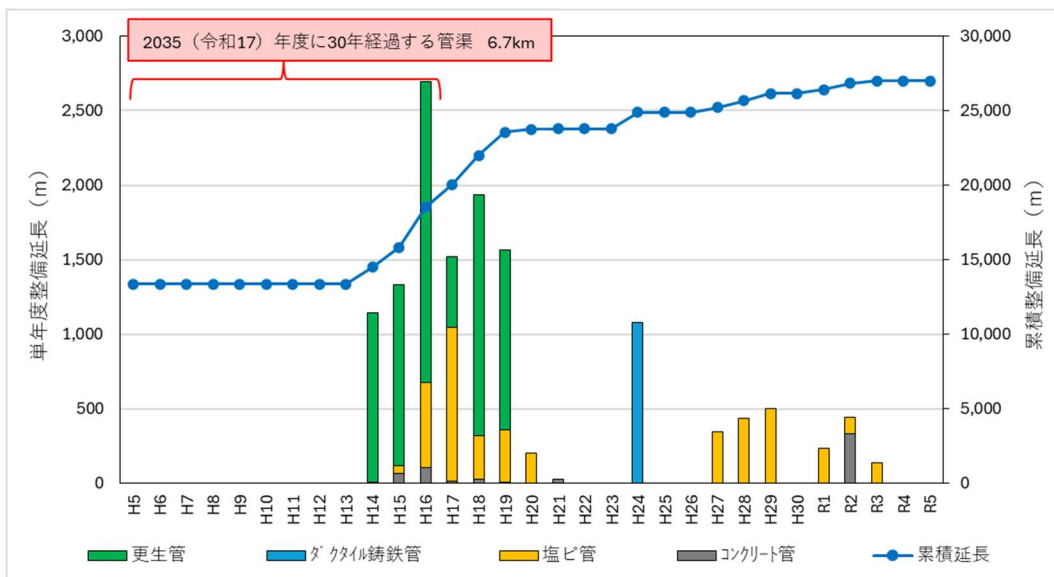


図 2-4 本村の管渠延長（単年度）及び累計管路延長

(3) 全体総括

近年の災害発生頻度の増加により、災害対策関連の事業も新たに実施していく必要があります。そのため、支出の増加が見込まれることから、今後、経営改善の取り組みを一層強化する必要があります。

【参考】経営比較分析表（2024（令和6）年度決算）

(1) 特定環境保全公共下水道事業

①収益的収支比率	116.24%
④企業債残高対事業規模比率	757.44%
⑤経費回収率	139.09%
⑥汚水処理原価	123.61 円/m ³
⑧水洗化率	100.00%

①収益的収支比率は100%を超えている。

④企業債残高対事業規模比率は、類似団体より低い傾向にある。

⑤経費回収率は100%を超えている。

⑥汚水処理原価は、類似団体より低い傾向にある。

⑧水洗化率は、類似団体より高い傾向にある。

表 2-2 2024（令和6）年度決算 経営分析

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足 比率(%)	自己資本 構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり 家庭料金(円)
—	54.63	100	77.32	4,779
人口(人)		面積(km ²)		人口密度(人/km ²)
2,954		170.11		17.31
処理区域内人口(人)		処理区域面積(km ²)		処理区域内人口密度(人/km ²)
2,881		2.97		970.03

※経営比較分析表（2024（令和6）年度決算）をもとに作成

表 2-3 2024（令和6）年度決算 経営分析

【指標】

項目	大潟村	類似団体	全国平均
1. 経営の健全性・効率性			
① 収益的収支比率 (%)	116.24	103.79	105.07
② 累積欠損金比率 (%)	0.00	46.37	50.90
③ 流動比率 (%)	105.66	46.37	50.90
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	757.44	1,062.58	1,099.15
⑤ 経費回収率 (%)	139.09	80.36	72.92
⑥ 汚水処理原価 (円/m ³)	123.61	201.33	225.78
⑦ 施設利用率 (%)	-	44.79	43.17
⑧ 水洗化率 (%)	100.00	88.68	86.31
2. 老朽化の状況			
① 有形固定資産減価償却率 (%)	2.90	34.59	30.82
② 管渠老朽化率 (%)	0.00	0.10	0.06
③ 管渠改善率 (%)	0.00	0.27	0.15

【分析】

1. 経営の健全性・効率性について

- ①平均値より高い値にあり、十分賄えているといえます。
- ②累積欠損金はありません。
- ③100%を越えており、支払能力を有しています。
- ④現状は平均値より低い比率で推移していますが、次期投資が2028(令和10)年頃から予定されています。
- ⑤水洗化率が100%と高い水準にあるため、高い経費回収率を維持しています。
- ⑥単独の処理施設を有していないことから、毎年の不明水量により変動しますが、汚水処理原価は低く抑えられています。
- ⑦処理場は有していません。
- ⑧水洗化率は100%を維持しています。

2. 老朽化の状況について

- ①法適初年度のため、累積額が極端に低くなっていると考えられます。
- ②現状で把握できていません。法適後につくる次期ストックマネジメントで計画します。
- ③次期ストックマネジメントにより更新を計画します。

全体総括

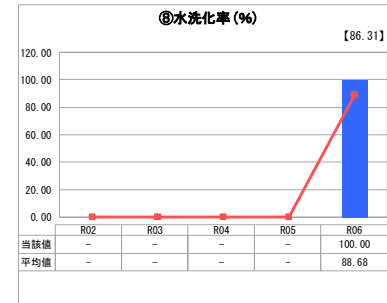
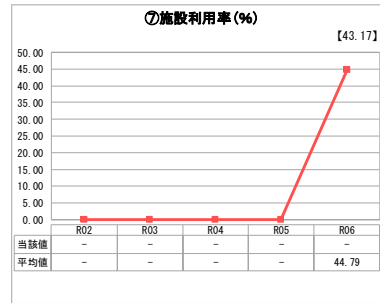
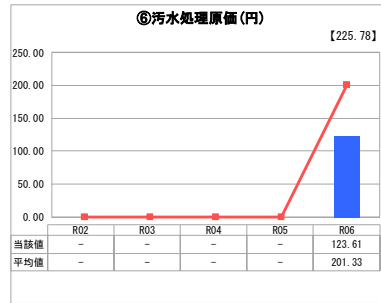
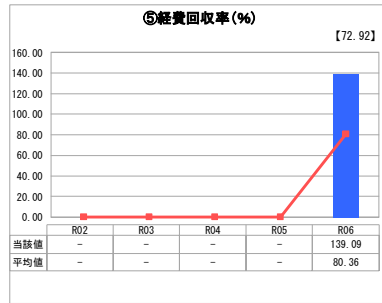
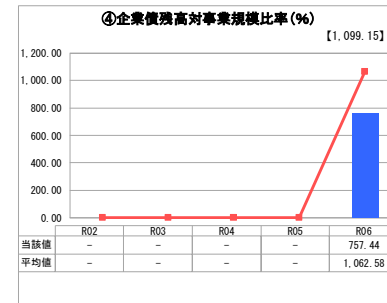
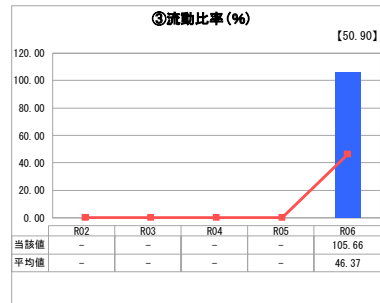
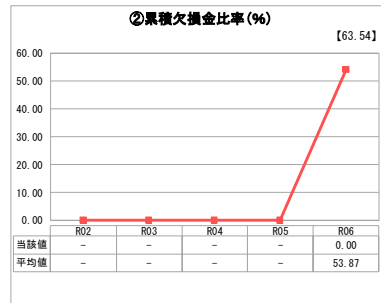
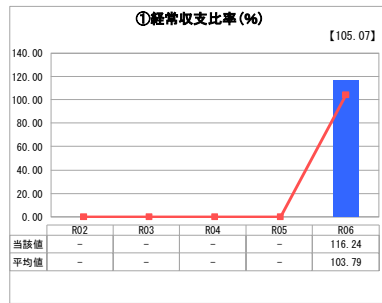
法適化初年度であり、経年での比較はできないが、類似団体平均値の比較では経営面が良好であることが示されています。

一方で、管渠の老朽化率を把握できていないこと、改善率に表れる管渠のに対する投資が止まっているという状況のため、次期ストックマネジメントを早急に計画する必要があります。

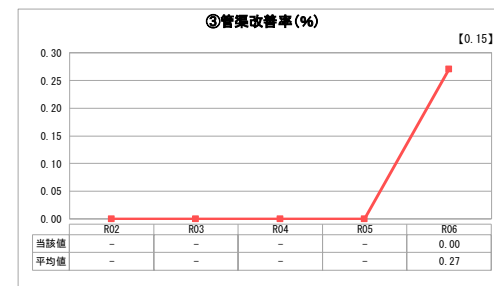
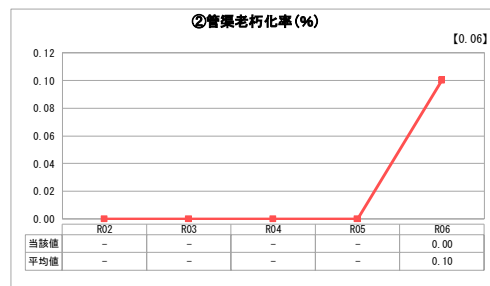
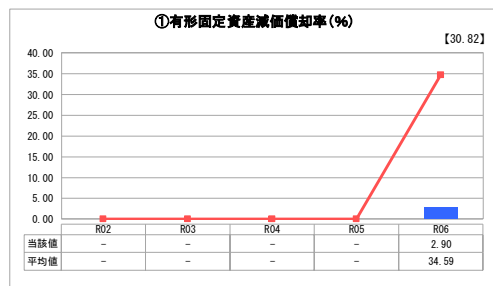
※経営比較分析表（2024（令和6）年度決算）をもとに作成

表 2-4 2024（令和6）年度決算 経営比較分析表

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2-3-2 下水道事業の財源構成

特定環境保全公共下水道事業における財源は、建設改良費が国費・下水道事業債（起債）、維持管理費が使用料・一般会計繰入金によって賄われています。

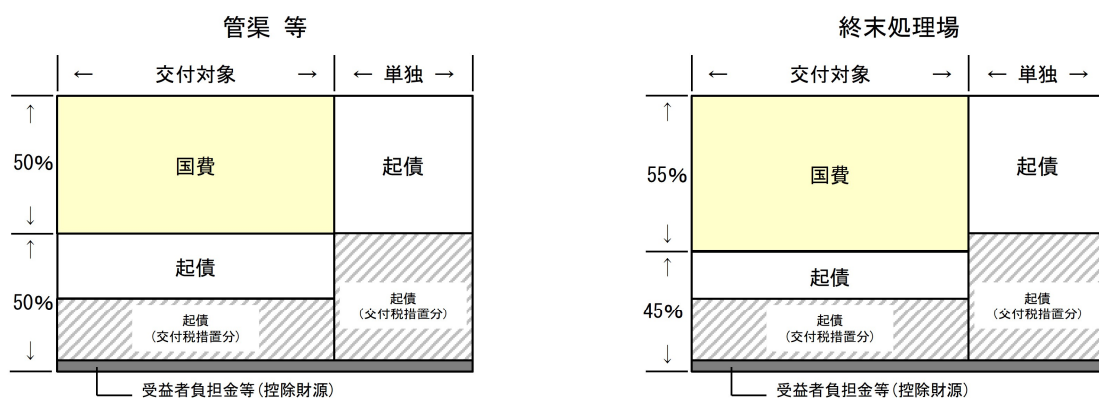


図 2-5 建設改良費の財源構成

出典：下水道事業の手引き（令和7年度版）をもとに作成

下水道は使用者が大きな便益を享受する施設であり、その設置、改築、修繕、維持その他の管理は地方公共団体が実施します。公共用水域の水質保全といった使用者以外が便益を享受する側面もあるため、下水道の設置又は改築に関わる事業には国が補助できるとされています（下水道法第34条）。現在、国の補助制度としては、社会資本整備総合交付金があり、基幹事業のほか、関連する社会資本整備や基幹事業の効果を高めるために実施するソフト事業を含めた幅広い事業を一体的に支援するもので、2010（平成22）年度に創設されています。

2-3-3 地方公営企業法の適用状況

2015（平成27）年1月、総務省から人口3万人以上の下水道事業は2020（令和2）年度からの地方公営企業法を適用するよう要請されています（2019（平成31）年1月、人口3万人未満の下水道事業については2024（令和6）年度から適用するよう要請）。そのような状況を踏まえ、本村の公共下水道事業においては、2024（令和6）年度から地方公営企業法を適用しています。

2-3-4 維持管理負担金

流域下水道の維持管理に要する経費は、流域下水道の関連市町村からの維持管理負担金で賄っています。維持管理負担金は、一定期間を対象に適宜見直しを図っており、本村が属する臨海処理区における2025（令和7）年度現在の維持管理負担金は、45円/m³です。

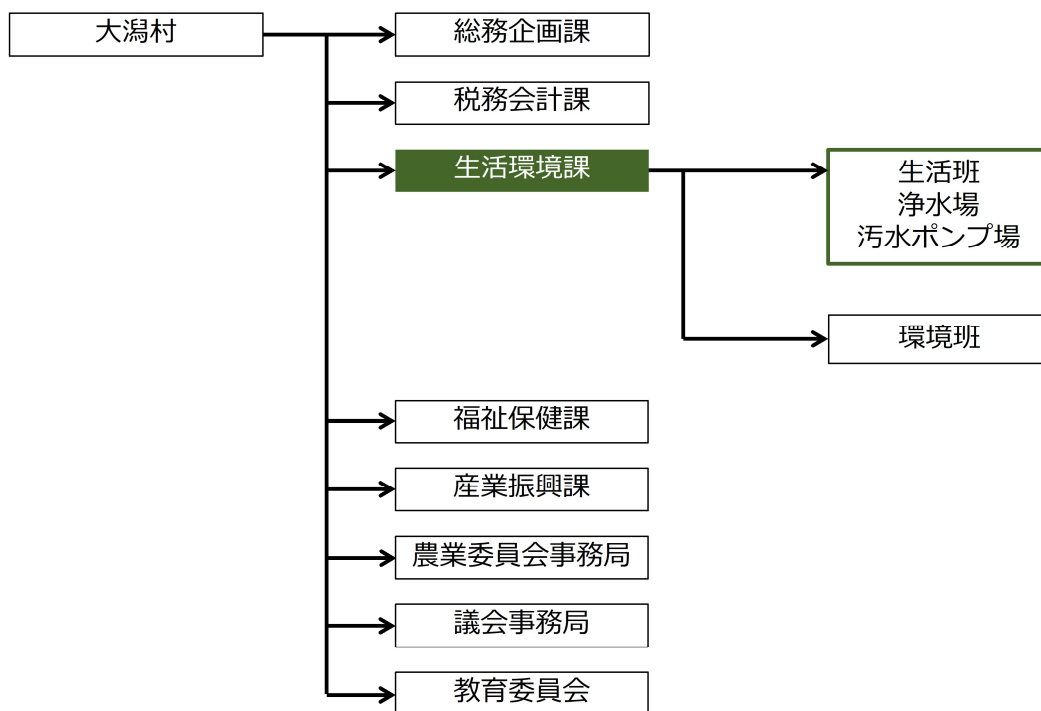
2-4 組織・執行体制の状況

現状と課題

- ・限られた体制の中、日常業務のほか災害対応、改築更新事業等の業務に対応する必要がある。

2-4-1 組織

本村の組織は、以下に示すとおりであり、生活環境課生活班は上下水道のほか道路や橋梁の維持管理をしています。



2-4-2 執行体制

2024（令和 6）年度に公共下水道事業に従事した職員は 1 人です。

2-4-3 広域化・共同化・最適化について

本村は、1969（昭和 44）年度に簡易処理法で一部供用を開始しています。その後 1993（平成 5）年度に「秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）」へ編入し、広域化・共同化を図っています。

また、秋田県において、本村のほか、秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町の 3 市 4 町 1 村で構成されている「秋田臨海処理センターリノベーション計画」にもとづき、下水道、集落排水、し尿処理場から発生する汚泥の利活用計画が検討されています。

今後は、これらの計画を踏まえ、広域化・共同化・最適化に向けた取組を進めていきます。

2-4-4 民間活力の活用に関する取組について

秋田県や周辺自治体と連携し、導入に向けた検討、取組を進めるものとします。

第3章 経営理念と基本方針

3-1 経営理念

- ・自然と調和のとれた暮らしを支える“基盤づくり”
- ・健全で持続可能な未来を目指す“地域経営”

3-2 村の総合計画など

本村では、2010（平成 22）年度に「大潟村総合村づくり計画」を策定し、長期間を展望した大潟村の将来の姿を示す「基本構想」とその取り組みの内容を示した「基本計画」によって構成され、各分野の施策推進に努めてきました。

その後、2017（平成 29）年度に「第 2 期総合村づくり計画（2018（平成 30）年度～2025（令和 7）年度）」を策定し、前期基本計画（2018（平成 30）年度～2021（令和 3）年度）と後期基本計画（2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度）をまとめています。

2026（令和 8）年度からは、計画中之である第 3 期総合村づくり計画（2026（令和 8）年度～2033（令和 15）年度）が始まります。

計画内で定められた、下水道事業に係る施策について以下に示します。

【第 3 期計画中】

- ・ 施策 5-4 住環境と生活基盤の整備

（施策 5-4-2：上下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新）

下水道では、適正な経営・維持管理を行います。また、財政状況を考慮し、国庫補助事業を活用した管渠改築事業を行います。

3-3 将来ビジョン

本村の公共下水道事業の将来ビジョンは、経営的には公営企業として、独立採算制を確保するためにも経費回収率 100%以上を維持することとします。

また、一般会計に依存しない経営とするためにも、繰入金金の推移について配慮した経営とします。

第4章 投資計画・財政計画

4-1 将来収支予測のための施設整備及び維持管理の設定条件

4-1-1 設定条件：施設整備

本村の公共下水道事業は、現在ほぼ概成しており、今後必要となる事業としては管路施設およびマンホールポンプの改築更新事業が考えられます。

なお、改築更新事業は、今後予定されている W-PPP 検討と合わせて、2028（令和 10）年度から開始する設定としています。

4-2 投資計画

4-2-1 収益的支出

(1) 職員給与費

職員給与費は、公共下水道事業を管理運営している建設課の person 費であり、組織の見直しを随時検討し、適切な人員体制で管理運営を行います。

将来については、現状と同様に 1 人の職員が担当することとし、計画期間中の職員給与費の総額については、約 0.8 億円（約 8 百万円/年）が見込まれます。

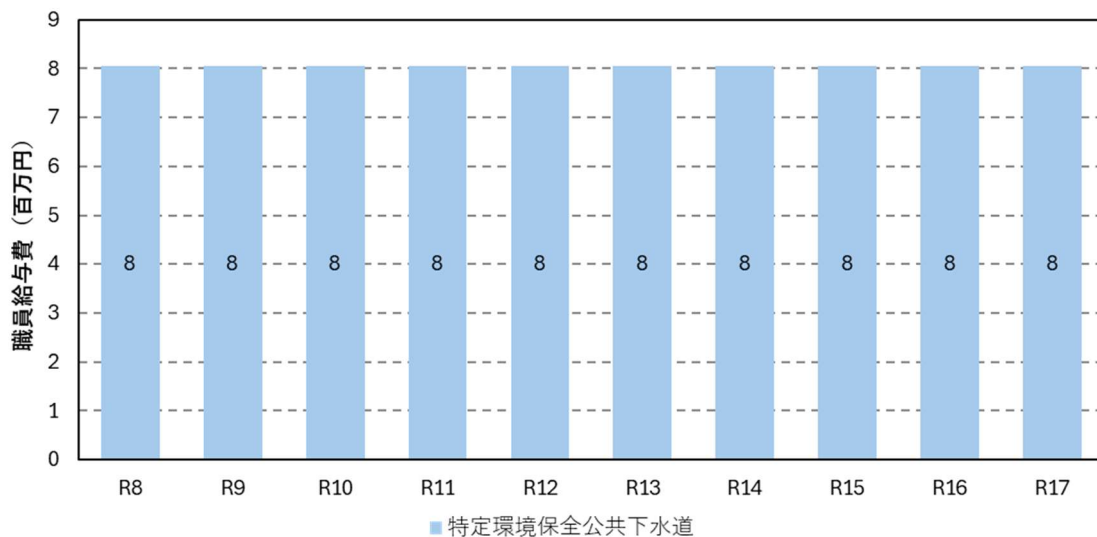


図 4-1 職員給与費の見込み（収益的支出）

(2) 動力費

動力費は、マンホールポンプの光熱水費を含んでいます。

計画期間内の動力費は横ばいで推移し、計画期間中の総額は、約 0.3 億円（約 3 百万円/年）が見込まれます。

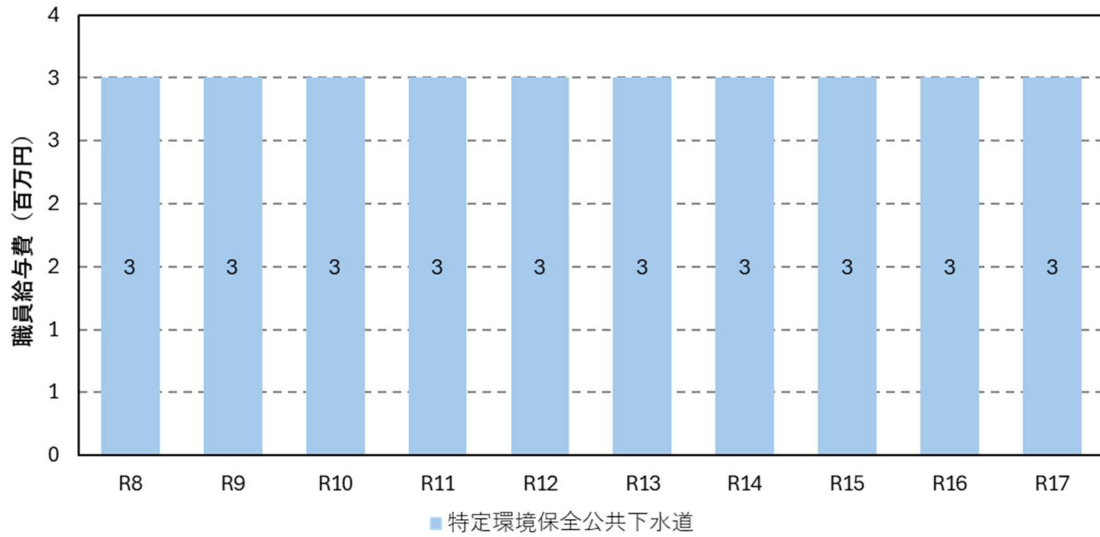


図 4-2 動力費の見込み（収益的支出）

(3) 修繕費

修繕費は、管路施設およびマンホールポンプの修繕を予定しています。

計画期間内の修繕費は横ばいで推移し、計画期間中の総額は、約 0.15 億円（約 1.5 百万円/年）が見込まれます。

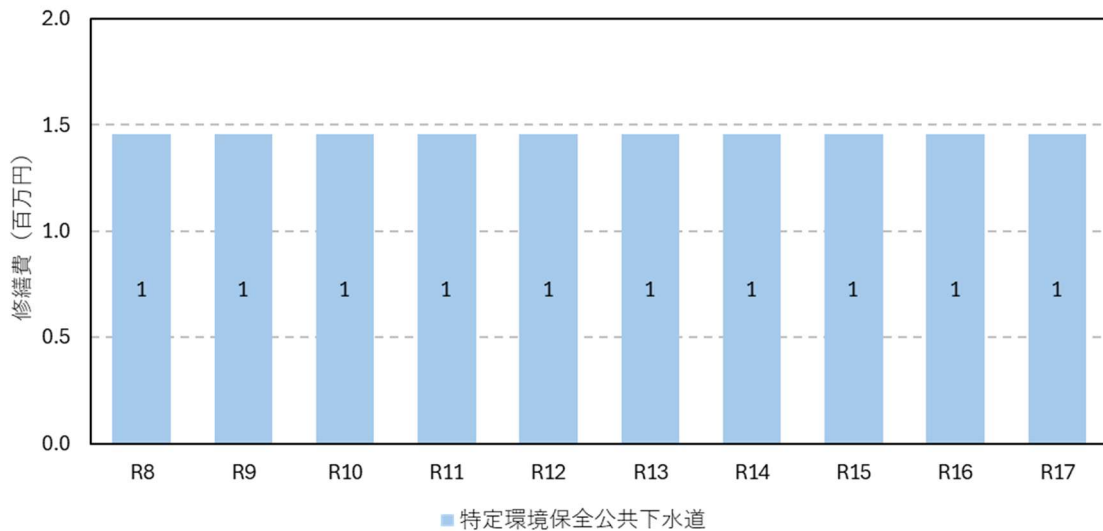


図 4-3 修繕費の見込み（収益的支出）

(4) 経費（その他）

その他は、主に流域下水道維持管理負担金や流域下水道汚泥焼却負担金、委託料等です。このほか、管路包括管理業務負担金を見込んでいます。

計画期間内の総額は、約 5.8 億円（約 58 百万円/年）が見込まれます。

(未反映の取組や今後検討予定の取組)

「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の再生可能エネルギー発電による電気料金抑制の効率化により、流域下水道維持管理費負担金の抑制が図られますが、現時点での算定が困難なため、計画には未反映です。

今後はこれらの計画を踏まえ、広域化・共同化・最適化に向けた取組を進めていきます。

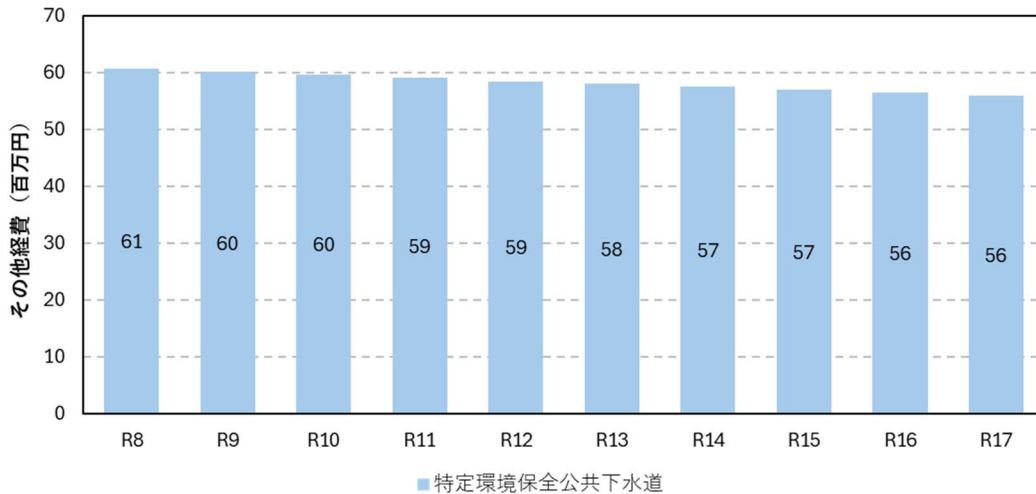


図 4-4 その他の見込み（収益的支出）

(流域下水道維持管理負担金)

流域下水道維持管理負担金は、処理水量に負担金単価を乗じて推計しています。処理水量は、人口減少等の影響により、減少傾向で推移する見込みです。負担金単価は、秋田県からの資料を参考に、2026（令和 8）年度以降は 50 円/m³ と設定し推計しました。

計画期間内の流域下水道維持管理負担金の総額は、約 3.2 億円（約 32 百万円/年）が見込まれます。

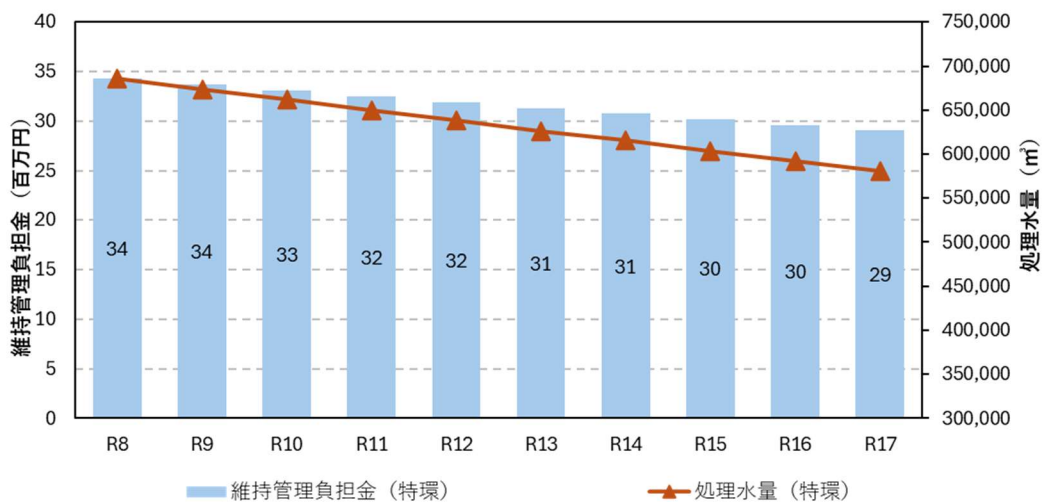


図 4-5 流域下水道維持管理負担金の見込み（収益的支出）

(5) 減価償却費

減価償却費は、取得済の資産については資産ごとの帳簿原価と耐用年数をもとに定額法により算定したほか、新規に取得する資産については、工事の工種別に概略耐用年数（土木・建築：50年、機械・電気：15年）を用いて定額法により算出しています。

計画期間内の減価償却費は横ばいで推移し、計画期間中の総額は、約5.0億円（約49百万円/年）が見込まれます。

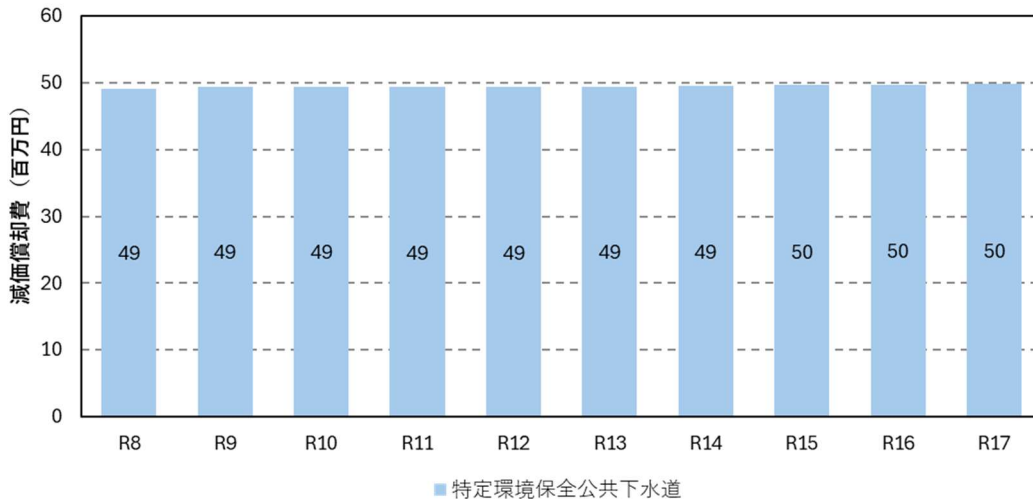


図 4-6 減価償却費（収益的支出）

(6) 支払利息

支払利息のうち企業債利息は、過年度に借り入れた企業債の償還によって2035（令和17）年度まで減少傾向にあります。なお、企業債の新規借入は、元金均等方式、金利1.1%、償還期間30年、据置期間無しで算出しています。

計画期間内の支払利息は減少傾向を示し、計画期間中の総額は、約0.6億円（約6百万円/年）が見込まれます。

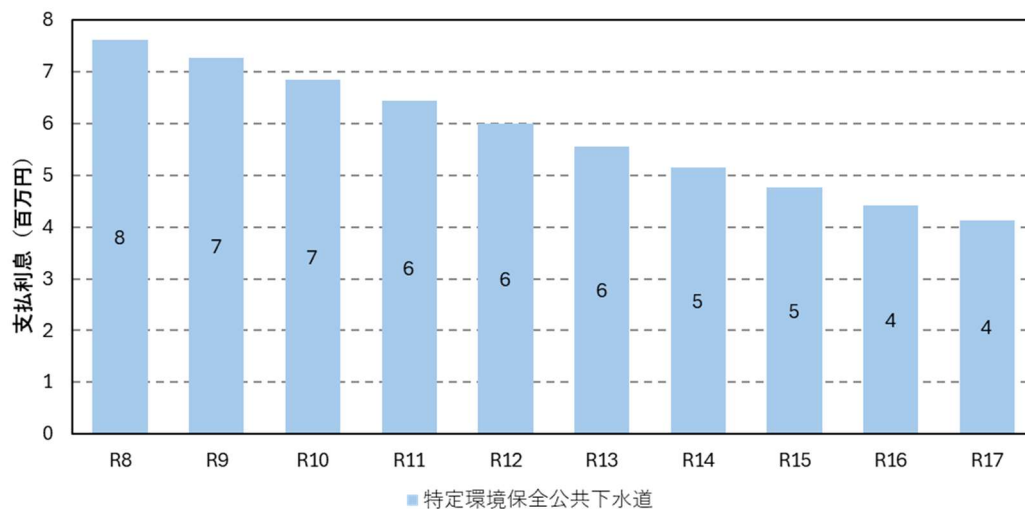


図 4-7 支払利息の見込み（収益的支出）

4-2-2 資本的支出

(1) 建設改良費

建設改良費は、2028（令和10）年度から設定したマンホールポンプの改築・更新を推進するとともに、流域下水道建設負担金を計上します。

計画期間内の建設改良費は横ばいで推移し、計画期間中の総額は、約1.5億円（約14百万円/年）が見込まれます。

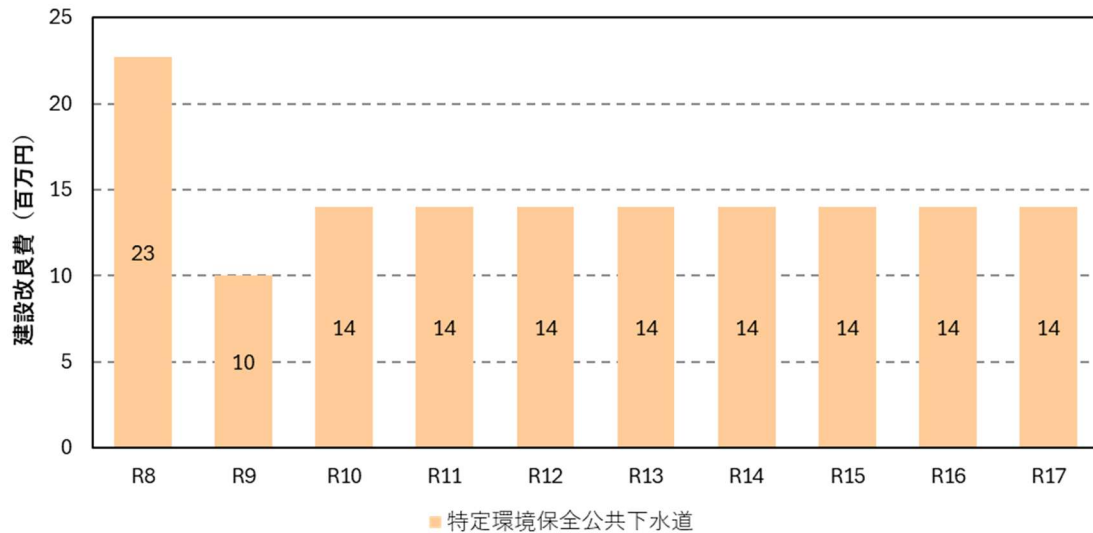


図 4-8 建設改良費の見通し

(2) 企業債元金償還

企業債元金償還は、過年度に借り入れた企業債の償還額に加えて、計画期間中に借り入れる新規の企業債の償還額を見込んでいます。なお、企業債の新規借入は、元金均等方式、金利1.1%、償還期間30年、据置期間無しで算出しています。

計画期間内の企業債元金償還の総額は、約3.7億円（約37百万円/年）が見込まれます。

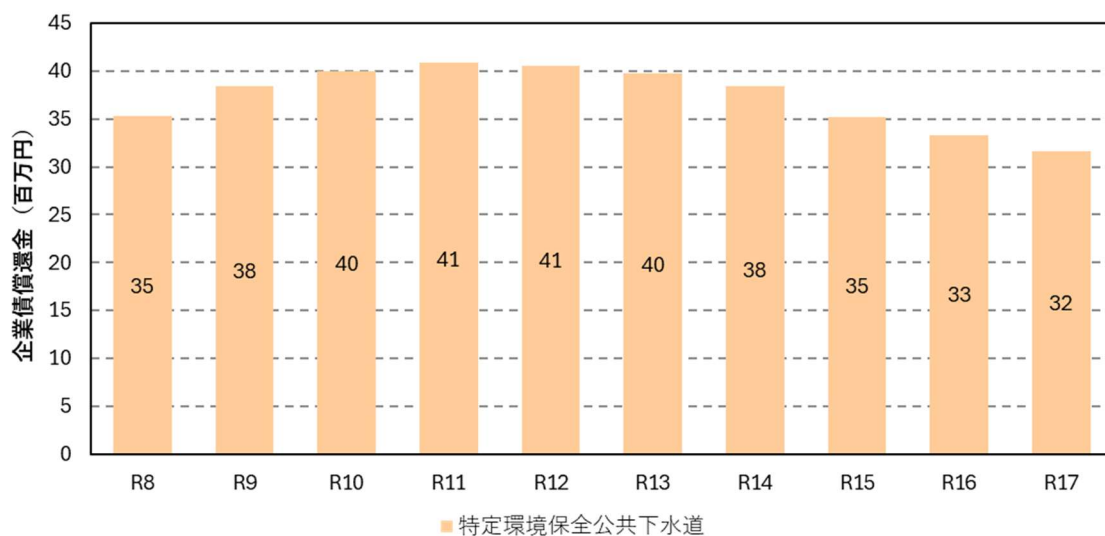


図 4-9 企業債元金償還の見通し

4-3 財政計画

4-3-1 収益的收入

(1) 使用料収入

使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて推計しています。

計画期間内の使用料収入の総額は、税抜で約 8.6 億円（約 85 百万円/年）が見込まれます。

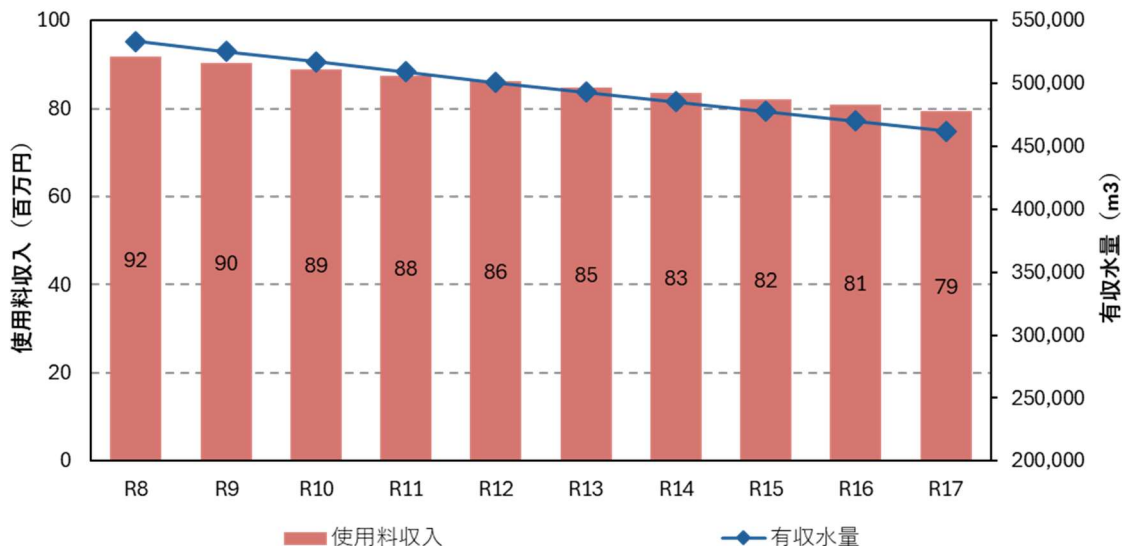


図 4-10 使用料収入の見込み（収益的收入）

(2) 他会計補助金（一般会計繰入金）

一般会計繰入金は、原則として毎年度総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」をもとに算出します。資本的収入の他会計出資金と合わせて、著しく高額とにならないように調整を行っています。

計画期間内の一般会計繰入金（収益的収支分）はほぼ横ばいで推移し、計画期間中の総額は、約 3.5 億円（約 35 百万円/年）が見込まれます。

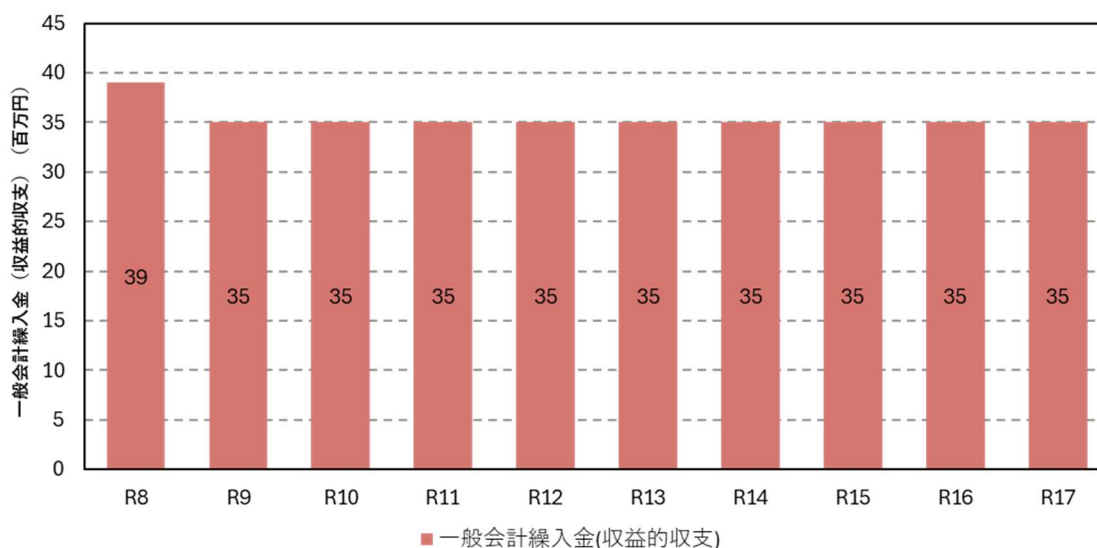


図 4-11 一般会計繰入金の見込み（収益的收入）

(3) 長期前受金戻入

長期前受金戻入は、資産取得の財源である国庫補助金について、減価償却に対応して収益化したものであり、算定は財源となる国庫補助金の見込額と、対応する固定資産の耐用年数をもとに算出しています。

計画期間内の長期前受金戻入は横ばいで推移し、計画期間中の総額は、約 2.4 億円（約 24 百万円/年）が見込まれます。

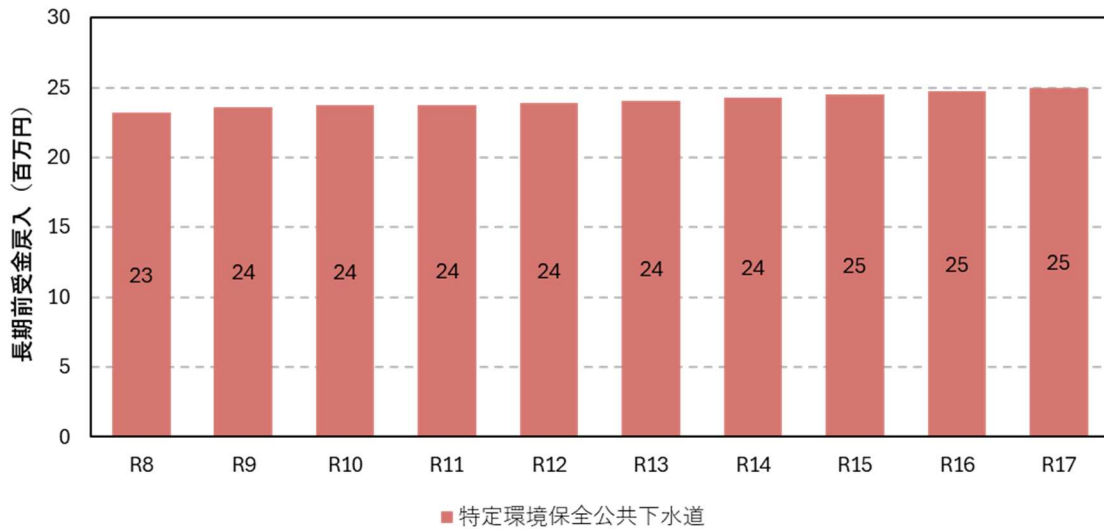


図 4-12 長期前受金戻入の見込み（収益的収入）

(4) 資産活用による収入増加の取組

本村の公共下水道は、流域関連公共下水道のため処理場を有していません。そのため、資産活用には該当しないものと考えます。

4-3-2 資本的収入

建設改良費の財源は、現在の交付金割合が将来に渡って継続するものとし、下表に示す財源割合を建設改良費に乗じて算出しました。

基本的には、交付金対象は国庫補助金が50%、企業債が50%とし、交付金対象外は企業債100%と設定しました。

表 4-1 建設改良に係る財源比率

項目	交付金	企業債	受益者負担金	工事負担金	その他	村費	計	長期前受金割合
高率補助	55%	45%	0%	0%	0%	0%	100%	55%
低率補助	50%	50%	0%	0%	0%	0%	100%	50%
単独	0%	100%	0%	0%	0%	0%	100%	0%
純単	0%	0%	0%	0%	0%	100%	100%	0%

長期前受金対象

長期前受金対象 長期前受金対象

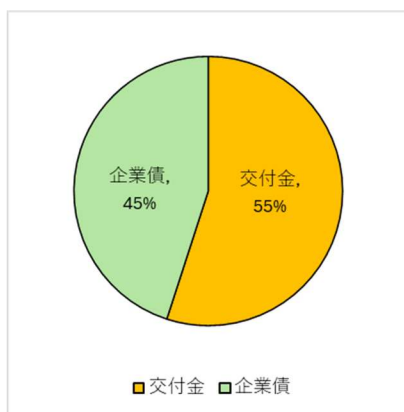


図 4-13 高率補助の割合

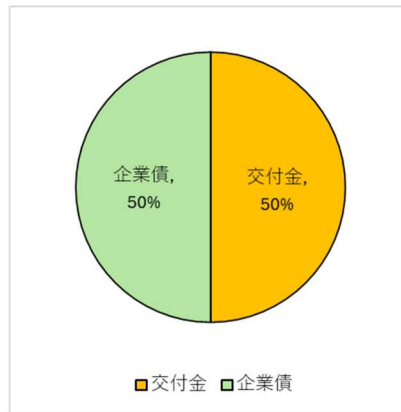


図 4-14 低率補助の割合

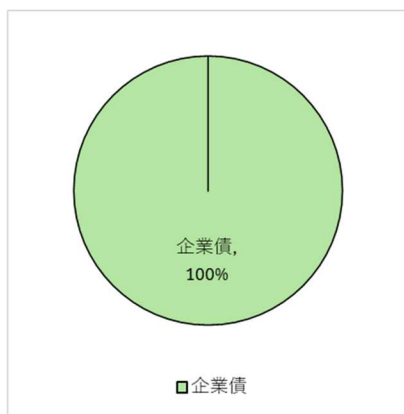


図 4-15 単独の割合

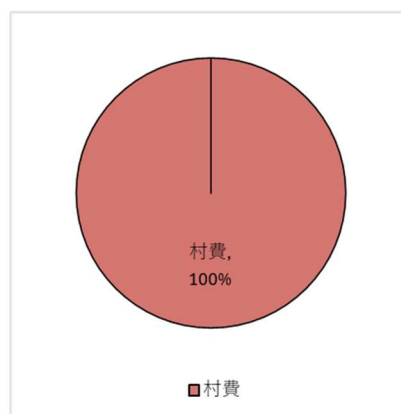


図 4-16 純単の割合

4-4 経営状況の見通し

4-4-1まとめ

(1) 収益的収支

- 人口減少に伴い、収益の減少が見込まれるため、費用の効率化を図りつつ、5～7年毎に使用料単価を見直して収益的収支の確保を目指します。
- 年間約1.3億円前後で推移することが見込まれます。

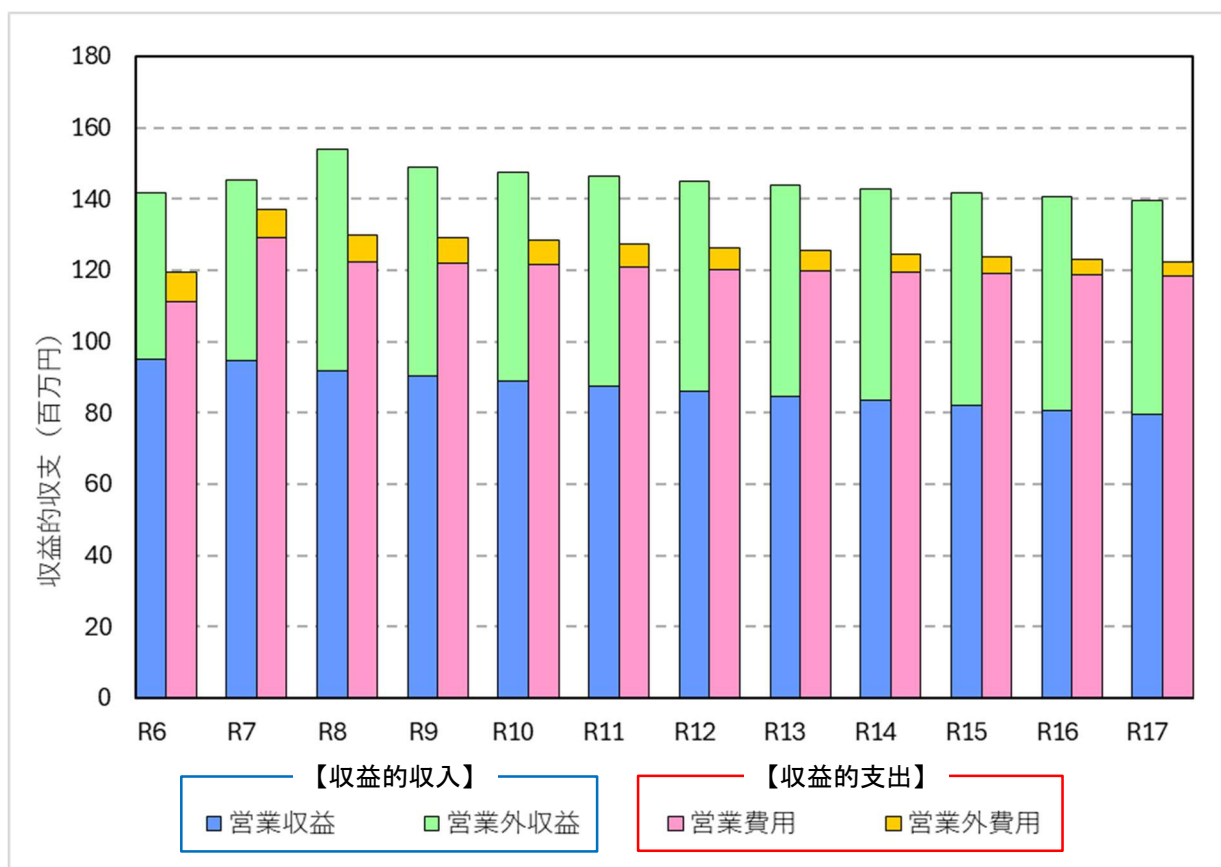


図 4-17 収益的収支の見通し

(2) 資本的収支・企業債残高

- 改築更新需要の増加に伴い、建設改良費及び企業債償還元金の増加が見込まれるため、建設改良費の平準化を図ります。

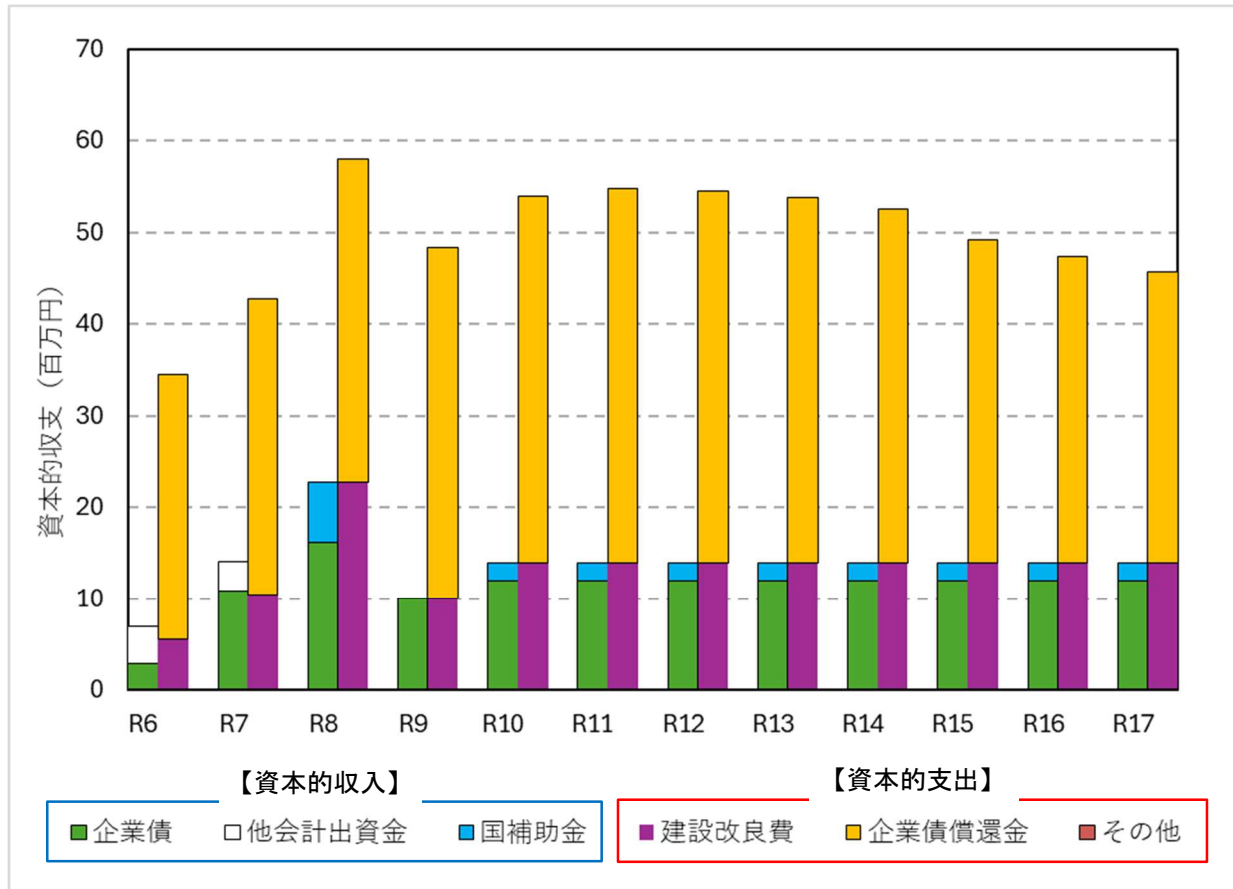


図 4-18 資本的収支の見通し

企業債残高は、過年度に借り入れた企業債の償還が進むほか、将来の企業債の償還額が借入額より大きいため、減少傾向にあります。

その結果、企業債残高は2026（令和8）年度の約6.8億円から2035（令和17）年度の約4.5億円まで減少する見込みです。

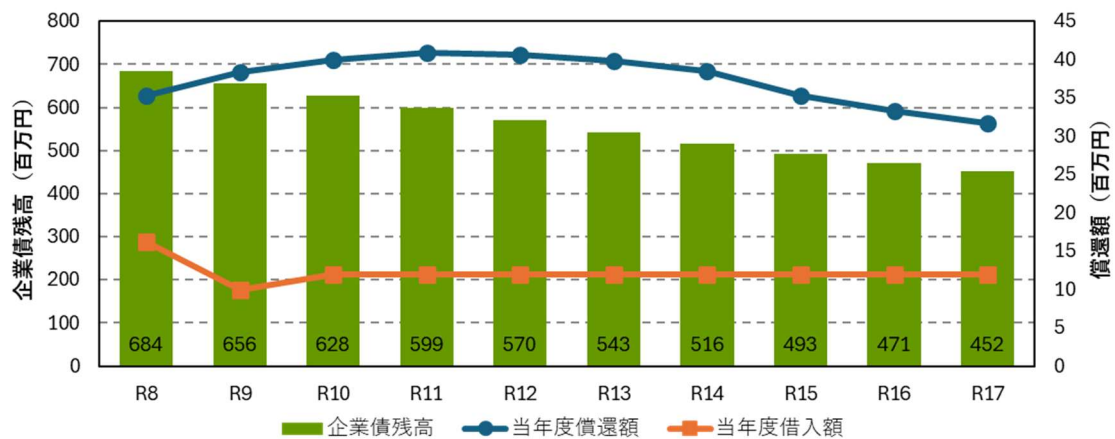


図 4-19 企業債残高の見込み

4-4-2 特定環境保全公共下水道

■ 収益的収支

(単位：千円、税抜)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算)										
		(見込)											
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	94,935	94,675	91,677	90,276	88,903	87,502	86,100	84,757	83,443	82,100	80,786	79,443
	(1) 料 金 収 入	94,900	94,525	91,677	90,276	88,903	87,502	86,100	84,757	83,443	82,100	80,786	79,443
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	35	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益	46,678	50,648	62,174	58,600	58,737	58,758	58,869	59,065	59,276	59,527	59,764	59,993
	(1) 補 助 金	20,203	27,479	39,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	他 会 計 補 助 金	20,203	27,479	39,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	26,446	23,167	23,174	23,600	23,737	23,758	23,869	24,065	24,276	24,527	24,764	24,993
	(3) そ の 他	29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入 計 (C)	141,613	145,323	153,851	148,876	147,640	146,260	144,969	143,822	142,719	141,627	140,550	139,436	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	111,182	129,072	122,266	122,015	121,519	120,874	120,327	119,890	119,479	119,074	118,699	118,237
	(1) 職 員 給 与 費	9,279	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057
	基 本 給	4,176	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	5,103	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272	4,272
	(2) 経 費	52,765	71,862	65,127	64,582	64,049	63,504	62,959	62,437	61,926	61,405	60,894	60,372
	動 力 費	2,168	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003	3,003
	修 繕 費	1,718	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	48,879	67,405	60,669	60,124	59,591	59,046	58,501	57,979	57,468	56,947	56,436	55,914
(3) 減 価 償 却 費	49,138	49,153	49,082	49,376	49,413	49,313	49,311	49,396	49,496	49,612	49,748	49,808	
2. 営 業 外 費 用	8,442	8,079	7,609	7,279	6,854	6,433	5,997	5,563	5,142	4,756	4,426	4,137	
(1) 支 払 利 息	8,442	8,079	7,609	7,279	6,854	6,433	5,997	5,563	5,142	4,756	4,426	4,137	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	119,624	137,151	129,875	129,294	128,373	127,307	126,324	125,453	124,621	123,830	123,125	122,374	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	21,989	8,172	23,976	19,582	19,267	18,953	18,645	18,369	18,098	17,797	17,425	17,062	
特 別 利 益 (F)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	668	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 668	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	21,321	8,172	23,976	19,582	19,267	18,953	18,645	18,369	18,098	17,797	17,425	17,062	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 越 欠 損 金 (I)	19,301												
流 動 資 産 (J)	39,192												
う ち 未 収 金	8,954												
流 動 負 債 (K)	37,561												
う ち 建 設 改 良 費 分	31,504												
う ち 一 時 借 入 金	0												
う ち 未 払 金	3,994												
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	20												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	94,935	94,675	91,677	90,276	88,903	87,502	86,100	84,757	83,443	82,100	80,786	79,443	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (L) / (M) × 100													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100													

■資本的収支

(単位：千円，税込)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債	2,900	10,800	16,239	10,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	4,000	3,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	6,500	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	6,900	14,131	22,739	10,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	6,900	14,131	22,739	10,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
資本的支出	1. 建設改良費	5,596	10,505	22,739	10,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	28,901	32,181	35,320	38,387	39,966	40,838	40,567	39,796	38,481	35,244	33,351	31,660
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	34,497	42,686	58,059	48,387	53,966	54,838	54,567	53,796	52,481	49,244	47,351	45,660	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	27,597	28,555	35,320	38,387	39,966	40,838	40,567	39,796	38,481	35,244	33,351	31,660	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	27,597	28,555	35,320	38,387	39,966	40,838	40,567	39,796	38,481	35,244	33,351	31,660
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	27,597	28,555	35,320	38,387	39,966	40,838	40,567	39,796	38,481	35,244	33,351	31,660	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	724,524	703,143	684,062	655,675	627,709	598,871	570,304	542,508	516,027	492,783	471,432	451,772	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		20,203	27,479	39,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	うち基準内繰入金	20,203	27,479	15,024	15,418	15,733	16,047	16,355	16,631	16,902	17,203	17,575	17,938
	うち基準外繰入金	0	0	23,976	19,582	19,267	18,953	18,645	18,369	18,098	17,797	17,425	17,062
資本的収支分		4,000	3,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	4,000	3,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	24,203	30,810	39,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	

■原価計算表

供用開始年月日 昭和44年5月10日
 処理区域内人口 2,881人
 計算期間 自2026年4月至2036年3月
 (10年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円 94,525	千円 85,499	千円	千円 85,499
受託工事収益	0	0		0
その他	150	0		0
合計	94,675	85,499	0	85,499

支出の部

項目	金額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給料	0	0	0	0
	諸手当	0	0	0	0
	福利費	0	0	0	0
	修繕費	1,455	1,455	0	1,455
	材料費	0	0	0	0
	路面復旧費	0	0	0	0
	委託料	10,416	10,416	0	10,416
その他	5,961	5,961	0	5,961	
小計	17,832	17,832	0	17,832	
一般管理費	人件費	千円	千円	千円	千円
	給料	3,785	3,785	0	3,785
	諸手当	2,439	2,439	0	2,439
	福利費	2,401	2,401	0	2,401
	流域下水道管理運営費負担金	38,505	31,166	0	31,166
	委託料	11,589	11,589	0	11,589
その他	3,972	3,972	0	3,972	
小計	62,691	55,352	0	55,352	
資本費	支払利息	8,079	5,820	289	5,531
	減価償却費	49,153	49,456	3,226	46,230
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	57,232	55,276	3,515	51,761	
合計(Y)	137,755	128,460	3,515	124,945	

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	124,945

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.68$

<使用料水準についての説明>

使用料は、汚水処理に要する経費のうち、使用者負担とする範囲について設定しています。
 現行使用料水準における経費回収率は、2023(令和5)年度時点において約106%であり、汚水処理に要する経費は使用料収入により概ね賄えています。
 このため、現時点においては、使用料水準の見直しは必要ないものと考えていますが、今後の改築更新費用や経営環境の変化等を踏まえ、継続的に検証を行ってまいります。

第5章 進行管理

5-1 推進体制と進捗管理

本経営戦略の計画期間は、2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間とし、前期（2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度）、後期（2031（令和 13）年度から 2035（令和 17）年度）に区分することとし、毎年度評価を行います。



図 5-1 大潟村公共下水道事業経営戦略 計画期間

本経営戦略の実施にあたっては、各施策を“Plan [計画] –Do [実行] –Check [評価] –Act [改善]”のサイクルにもとづき、実施目標の達成状況を管理し施策の評価を行い、継続的な改善に取り組むことにより、下水道事業を効率的かつ効果的に推進します。

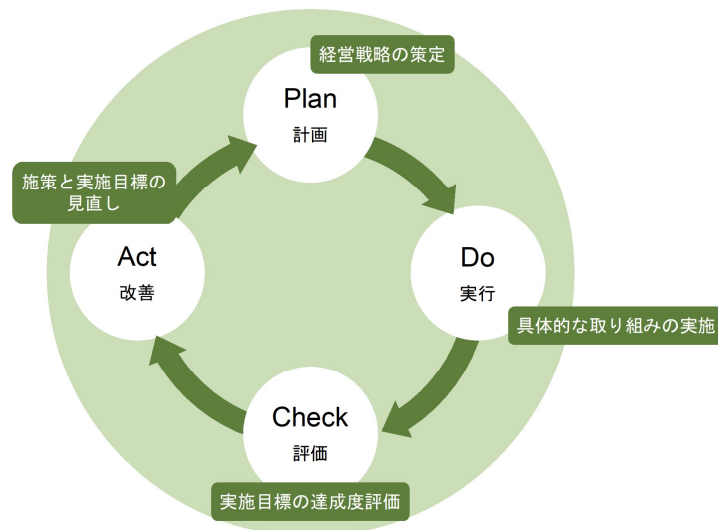


図 5-2 経営戦略の進捗管理

5-2 施策の取組による効果の検証

本経営戦略で定めた施策の取り組みによる効果については、計画期間の中間年次（2030（令和 12）年度）に、本計画における取組の進捗状況や社会状況、財務状況等を踏まえて経営戦略の内容を十分に検証し、中間見直しを実施する予定です。

第6章 用語集

あ行

秋田県生活排水処理構想【あきたけんせいかつはいすいしよりこうそう】

将来人口や地域特性を考慮し、経済的な検討を踏まえ“どの地区に何の施設を整備するのか”をとりまとめた生活排水処理施設整備のマスタープラン。

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターリノベーション計画

【あきたわん・おものがわりゅういきげすいどうあきたりんかいしよりせんたーりのべーしょんけいかく】

下水道施設の新たな価値を創造するため、秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターにおける下水道資源や資産の利活用を図る計画。

W-PPP【うおーたーぴーぴーぴー】

水道、下水道、工業用水道等について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（2022（令和4）年度～2031（令和13）年度）において、段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて導入拡大を図るもの。

大潟村総合村づくり計画【おおがたむらそうごうむらづくりけいかく】

長期間を展望した計画的・効率的な行政運営の指針。

汚水処理原価【おすいしよりげんか】

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費と汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。

か行

企業債残高対事業規模比率【きぎょうさいざんだかたいじぎょうきぼひりつ】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。数値が低いほど経営が健全であると考えられ、高い数値の場合は債務超過も考えられる。

企業債残高対事業規模比率（％）＝（企業債残高－一般会計負担金（千円））

／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金（千円））×100

経営戦略【けいえいせんりやく】

公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。

経営比較分析表【けいえいひかくぶんせきひょう】

公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析。

経常収支比率【けいじょうしゅうしひりつ】

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要である。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \text{経常収益（千円）} / \text{経常費用（千円）} \times 100$$

経費回収率【けいひかいしゅうりつ】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

$$\text{経費回収率（\%）} = \text{下水道使用料（千円）} / \text{汚水処理経費（公費負担分除く）（千円）} \times 100$$

下水道整備率【げすいどうせいびりつ】

下水道計画区域面積のうち、整備済み面積の割合。

$$\text{下水道整備率（\%）} = \text{整備済区域（ha）} / \text{全体計画区域（ha）} \times 100$$

下水道接続率【げすいどうせつぞくりつ】（＝水洗化率【すいせんかりつ】）

下水道処理区域内の人口のうち、下水道に接続している人口の割合。

$$\text{下水道接続率（\%）} = \text{下水道接続人口（人）} / \text{下水道処理区域内人口（人）} \times 100$$

下水道処理人口普及率【げすいどうしゅりじんこうふきゅうりつ】

下水道の整備状況を示す指標として用いられ、対象とする区域内の総人口に対して下水道を利用できる人口の割合。

$$\text{下水道処理人口普及率（\%）} = \text{下水道処理区域内人口（人）} / \text{行政人口（人）} \times 100$$

公共下水道【こうきょうげすいどう】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

さ行

施設利用率【しせつりょうりつ】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。

施設利用率（％）＝晴天時一日平均処理水量（m³/日）／晴天時現在処理能力（m³/日）

指定管理者制度【していかんりしゃせいど】

強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理を民間事業者に代行させる方式。

集落排水【しゅうらくはいすい】

農業（漁業、林業）集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

ストックマネジメント計画【すとくまねじめんとけいかく】

持続可能な下水道事業の実現を目的に、既存の膨大な施設（ストック）の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理（マネジメント）していくための計画。

た行

～大改革の時代～新秋田元気創造プラン

【～だいかいかくのじだい～しんあきたげんきそうぞうぷらん】

人口減少問題の克服に向けた取組をはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大やカーボンニュートラルへの対応など社会経済情勢の変化に対応する取組を盛り込んだ、2022年度からの新たな県政運営の指針となる計画。

特定環境保全公共下水道【とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう】

公共下水道のうち処理対象人口が概ね1000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの。

流域下水道【りゅういきげすいどう】

2以上の市町村からの下水を処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。

流域関連公共下水道（流域関連特定環境保全公共下水道）

【りゅういきかんれんこうきょうげすいどう（りゅういきかんれんとくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう）】

公共下水道や特定環境保全公共下水道として下水を排除または処理し、流域下水道に接続するもの。

流域別下水道整備総合計画【りゅういきべつげすいどうせいびそうごうけいかく】

環境基本法第16条にもとづく水質環境基準の類型指定水域について、水域内の環境基準を維持達成するための下水道整備に関する総合的な基本計画。

流動比率【りゅうどうひりつ】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要がある。

$$\text{流動比率（\%）} = \text{流動資産（千円）} / \text{流動負債（千円）} \times 100$$

累積欠損金比率【るいせきけつそんきんひりつ】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。数値が0%より高い場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

$$\text{累積欠損比率（\%）} = \text{当該年度未処理欠損金（千円）} / \left(\text{営業収益（千円）} - \text{受託工事収益（千円）} \right) \times 100$$